

事業主 各位

東京都報道事業健康保険組合

理事長 林 恭一

任意継続保険への加入手続時における初回保険料(前納保険料を含む)の支払方法
の変更について

当組合の事業運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貴社従業員が退職後、引き続き当組合の被保険者として資格の継続を希望する方は、健康保険法第 3 条第 4 項の規定に基づき、任意継続被保険者として加入することができ、その保険料は被保険者が直接当組合に支払うこととなっております。

保険料の支払いにあたっては、従来、加入手続きと同時に資格取得月分の保険料(前納保険料を含む)を現金で納付(①来訪した際又は②現金書留による支払いのいずれか)する方法としておりました。

しかしながら、加入者の高額な現金の持ち運びや当組合の現金の取扱いによる事故を防止するため、今後は、加入手続き時における窓口での現金授受は行わず、指定金融機関へ直接振込をする方法に取扱いを変更することと致しました。

つきましては、貴社従業員が退職後、引き続き、任意継続保険に加入する場合には、当組合で資格取得手続完了後に保険証と納付書を送付致しますので、速やかに指定する金融機関でお振込みをしていただくよう、ご周知方お願い申し上げます。

(※ 納付期限内に納付いただけない場合は、任意継続保険の資格を取消すこととなります。)

また、参考として当組合指定金融機関における振込手数料一覧を併せてお送り致します。

記

1. 任意継続の資格を取得した際に支払う初回保険料の納付方法

(新)：当組合が指定する金融機関へ直接振込

※納付書は資格取得手続き完了後に送付致します。

(旧)：当組合に現金で直接納付(来訪時又は現金書留で支払い)

2. 任意継続の資格取得月における保険料の納付期限

(新)：「健康保険任意継続被保険者資格取得受理通知書」日付の翌日から
起算して 10 日目

【問合せ先】

東京都報道事業健康保険組合

業務部適用課 (電話 03-6264-0133)

【参考】当組合の指定金融機関における振込手数料一覧(同行宛)

1. 「金融機関窓口・インターネットバンキング」での振込手数料

項	金融機関名	金融機関窓口			ネットバンキング
		現金	キャッシュカード	通帳	
(1)	三菱UFJ銀行	負担なし(当組合負担)			無料
(2)	みずほ銀行				
(3)	三井住友銀行				
(4)	ゆうちょ銀行				
(5)	りそな銀行	550円			

※金融機関窓口での支払いは、**健康保険組合が発行した「納付書」を使用した場合に限る**

2. 「ATM」での振込手数料

項	金融機関名	現金		キャッシュカード	
		3万円以下	3万円以上	3万円以下	3万円以上
(1)	三菱UFJ銀行	550円		110円	
(2)	みずほ銀行	220円	440円	220円	
(3)	三井住友銀行	220円	440円	110円	
(4)	ゆうちょ銀行	無料			
(5)	りそな銀行(同支店)	330円		無料	
	りそな銀行(他支店)			110円	

(注)ATMでの**現金振込限度額は10万円まで**

※ゆうちょ銀行は通帳に機能設定がされている場合、通帳のみでの振込手数料も「無料」

3. その他

(1) 平日時間外や土日祝日は、別途「ATM利用手数料」のご負担が発生します。

(2) 振込手数料は各金融機関毎に都度改正されることがあります。

※手数料に係る詳細は、各金融機関HP等をご確認下さい。

上記振込手数料の金額は、令和6年4月22日現在のものとなります。

以 上